

## デジタル社会の実現に向けた証明書発行等業務の新たな取り組みについて

### 1 概要

「デジタル手続法\*」（令和元年5月31日公布）施行に伴う一部証明書の記載内容変更や、区民の負担軽減・利便性向上を図るオンライン申請サービスを開始する。

### 2 新たな取り組み

#### (1) 「戸籍の附票」の記載事項追加等（令和4年1月11日から）

##### ① 基本情報の追加記載（別紙 2 (1)）

国外転出者でも、マイナンバーカード（公的個人認証）を利用できるように、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」（本籍地で管理する住所異動の履歴）を、個人認証（個人を確実に特定する）基盤とするため、記載事項に「生年月日・性別」を追加する。

##### ② 本籍・筆頭者等の記載省略（別紙 2 (2)）

個人情報保護の観点から、「本籍・筆頭者・在外選挙人名簿登録地」の記載を省略できることとなった。

#### (2) 証明書キャッシュレス・オンライン請求システムの運用開始

##### ① 概要

スマートフォンから住民票の写し等の証明書の交付を申請し、手数料をクレジットカードで支払うことができるサービスを開始する。なお、証明書等は自宅に郵送する。

##### ② 開始時期

令和4年1月下旬（予定）

##### ③ 手続きに必要なもの

スマートフォン、マイナンバーカード、クレジットカード ※区民以外も利用可能

##### ④ 対象となる証明書等

(ア)住民票の写し、(イ)戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）、(ウ)除籍・改正原戸籍証明書（謄本・抄本）、(エ)戸籍の附票の写し、(オ)身分証明書、独身証明書、(カ)転出届

### 3 周知

広報しながら、区ホームページ、しなメール、ツイッター、フェイスブック、LINE 等

#### (参考)

\* 「デジタル手続法」…情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

# 1 現在

(1の1) 附票の個人証明			
氏名		本籍	
青空 一郎		青空県青空市旭ヶ丘1番地2	
附票記録事由欄	令和元年10月1日編製		
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
和美	アメリカ合衆国  〔在外選挙人名簿登録地〕 青空県青空市 令和元年10月5日記録	令和元年10月1日	
和	群馬県前橋市関根町1番地 ひまわりコーポ	令和3年2月1日	
			以下余白

# 2 令和4年1月11日より

## (1) 生年月日、性別の追加（本籍、筆頭者、在外選挙人登録情報あり）

(1の1) 附票の個人証明			
氏名		本籍	
青空 一郎		青空県青空市旭ヶ丘1番地2	
附票記録事由欄	令和元年10月1日編製		
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
和美	〔生年月日〕昭和53年 3月 3日 〔性別〕女 アメリカ合衆国  〔在外選挙人名簿登録地〕 青空県青空市 令和元年10月6日記録	令和元年10月1日	
和	〔生年月日〕平成13年 3月 3日 〔性別〕女 群馬県前橋市関根町1番地 ひまわりコーポ	令和3年2月1日	
			以下余白

「生年月日」「性別」が記載されます。

## (2) 本籍、筆頭者、在外選挙人登録情報省略（\*\*\*\*で表記）

(1の1) 附票の個人証明			
氏名		本籍	
青空 ****		*****	
附票記録事由欄	令和元年10月1日編製		
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
和美	〔生年月日〕昭和53年 3月 3日 〔性別〕女 アメリカ合衆国  〔在外選挙人名簿登録地〕 *****	令和元年10月1日	
和	〔生年月日〕平成13年 3月 3日 〔性別〕女 群馬県前橋市関根町1番地 ひまわりコーポ	令和3年2月1日	
			以下余白